

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	市営土地改良事業における一時利用地指定の利益相当額の徴収		
根拠法令 及び条項	土地改良法 第 9 6 条の 4（法第 5 3 条の 8 第 2 項の準用）		
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （一時利用地の指定等に伴う補償等） 第五十三条の八 略 2 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合において、 従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその指定によって利 益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当 する額の金銭を徴収することができる。 準用規定一部抜粋 （準用規定） 第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第 三十六条第一項及び第五項から第八項まで、第三十六条の三第一項、第四十七 条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から 第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七 条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条ま で、第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条 第十九項及び第二十項、第九十条第四項及び第七項並びに第九十三条の規定を 準用する。		
	処分基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽
くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定め
を処分基準の内容欄に記載すること。